

岩手県告示第817号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、地域森林計画を変更したいので、次のとおり公告する。

平成25年11月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 森林計画区の名称

- (1) 久慈・閉伊川森林計画区（宮古市一円、久慈市一円、下閉伊郡一円、九戸郡野田村及び九戸郡洋野町）
- (2) 大槌・気仙川森林計画区（大船渡市一円、陸前高田市一円、釜石市一円、気仙郡一円及び上閉伊郡一円）
- (3) 北上川上流森林計画区（盛岡市一円、岩手郡のうち葛巻町を除く地域及び紫波郡一円）
- (4) 北上川中流森林計画区（花巻市一円、北上市一円、遠野市一円、一関市一円、奥州市一円、和賀郡一円、胆沢郡一円及び西磐井郡一円）

2 地域森林計画の案の縦覧の場所及び期間

- (1) 場所 岩手県農林水産部森林整備課並びに関係広域振興局の林務部、農政部農林振興センター、農林部及び農林部農林振興センター（林務室が置かれる農林振興センターにあつては、林務室又は林務室林務出張所）
- (2) 期間 平成25年11月5日から同年12月5日まで